

那 霸 市 公 報

第 1 3 9 5 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

- 那 霸 市 消 防 本 部 の 組 織 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
(消 防 本 部 総 務 課) 507
- 那 霸 市 児 童 手 当 の 認 定 及 び 支 給 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (市 民 課) 508

訓 令

- 那 霸 市 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (経 営 企 画 室) 512
- 那 霸 市 政 策 推 進 会 議 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (経 営 企 画 室) 513
- 那 霸 市 職 員 の 勤 務 の 記 録 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (人 事 課) 514

告 示

- 平 成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 8 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) 514
- 平 成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 9 月 那 霸 市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) 515

公 告

- 道 路 の 位 置 の 指 定 及 び 廃 止 に つ い て (建 築 指 導 課) 515
- 那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 真 嘉 比 古 島 第 二 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 選 挙 の 当 選 人
決 定 に つ い て (真 嘉 比 古 島 区 画 整 理 事 務 所) 517
- 住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て (市 民 課) 517
- 那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 事 業 の 事 業 認 可 に 係 る 縦 覧 に つ い て (道 路 建 設 課) 518

消防本部訓令

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… 519

正 誤

那覇市公報第1390号の正誤…………… 520

規 則

那覇市規則第37号

平成16年9月1日

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部の組織等に関する規則（昭和47年那覇市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの規定（見出しを含む。）中「次長」を「副消防長」に改める。

第9条の表消防監の項中「次長」を「副消防長」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「消防本部次長」を「副消防長」に改める。
 - 3 那覇市職員分限懲戒審査委員会規則（昭和48年那覇市規則第27号）の一部を次のように改正する。
第3条中「消防次長」を「副消防長」に改める。
 - 4 那覇市職員試験委員会規則（昭和49年那覇市規則第33号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「消防次長」を「副消防長」に改める。
 - 5 那覇市庁議規則（昭和59年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「消防及び」を「消防にあつては副消防長、」に改める。
 - 6 那覇市消防表彰規則（平成4年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。
第9条第3項中「次長」を「副消防長」に改める。
 - 7 那覇市消防本部消防職員委員会規則（平成8年那覇市規則第30号）の一部を次のように改正する。
第2条中「消防本部次長及び」を「副消防長及び消防本部」に改める。
-

那覇市規則第38号

平成16年 9 月 1 日

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則（昭和54年那覇市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の表省令第9条の項中「就学前特例給付」を「小学校第3学年修了前特例給付」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第6条関係）」に、「就学前特例給付」を「小学校第3学年修了前特例給付」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第6条関係）」に、「就学前特例給付」を「小学校第3学年修了前特例給付」に改める。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第6条関係）」に、「就学前特例給付」を「小学校第3学年修了前特例給付」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第6条関係）」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式 (第6条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

那覇市長 印

様

児 童 手 当 認 定 通 知 書
(小学校第3学年終了前特例給付)

年 月 日で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して、60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

認 定 に 関 す る 事 項			
	氏名	生年月日	年齢 手当月額
支 給 要 件 児 童			
支給対象児童数		人	区分
支給開始年月		年 月	手当月額 円

※ 特例給付の受給者が厚生年金から離脱したときは速やかに消滅届を提出してください。提出が遅れますと、厚生年金の喪失月の翌月以降分について返還していただくことになります。

第 6 号様式中「第 6 号様式」を「第 6 号様式 (第 6 条関係)」に、「就学前特例給付」を「小学校第 3 学年修了前特例給付」に改める。

第 7 号様式を次のように改める。

第 7 号様式 (第 6 条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

那覇市長 印

様

児 童 手 当 額 改 定 通 知 書

(小学校第 3 学年終了前特例給付)

年 月 日で請求のありました児童手当については、次のとおり改定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して、60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

記

認 定 に 関 す る 事 項			
氏名	生年月日	年齢	手当月額
支 給 要 件 児 童			
支給対象児童数	人	区分	
支給開始年月	年 月	手当月額	円
改定 (増額・減額) 理由			

※ 特例給付の受給者が厚生年金から離脱したときは速やかに消滅届を提出してください。提出が遅れますと、厚生年金の喪失月の翌月以降分について返還していただくこととなります。

第8号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第6条関係)」に、「就学前特例給付」を「小学校第3学年修了前特例給付」に改める。

第9号様式中「第9号様式」を「第9号様式(第6条関係)」に、「就学前特例給付」を「小学校第3学年修了前特例給付」に改める。

第10号様式中「第10号様式」を「第10号様式(第6条関係)」に改める。

第11号様式中「第11号様式」を「第11号様式(第6条関係)」に、「就学前特例給付」を「小学校第3学年修了前特例給付」に改める。

第12号様式中「第12号様式」を「第12号様式(第6条関係)」に、「就学前特例給付」を「小学校第3学年修了前特例給付」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

訓 令

那覇市訓令第17号

平成16年9月1日

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程（1971年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「那覇市消防本部の組織に関する規則」を「那覇市消防本部の組織等に関する規則」に、「次長」を「副消防長」に改める。

付 則

この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

那覇市訓令第18号

平成16年9月1日

那覇市政策推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市政策推進会議規程の一部を改正する訓令

那覇市政策推進会議規程（平成15年那覇市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「消防本部次長」を「副消防長」に改める。

付 則

この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

那覇市訓令第19号

平成16年9月1日

那覇市職員の勤務の記録に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務の記録に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市職員の勤務の記録に関する規程（平成16年那覇市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表（第4条関係）」を「別表（第3条関係）」に改める。

付 則

この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

告 示

那 覇 市 告 示 第 3 4 号

平成 1 6 年 8 月 1 7 日

掲 示 済

平成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 8 月 那 覇 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て

平成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 8 月 那 覇 市 議 会 臨 時 会 を 次 の よ う に 招 集 す る。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 1 6 年 8 月 1 8 日 (水)
- 2 招 集 の 場 所 那 覇 市 議 会 議 場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 民間地域への米軍ヘリコプター墜落事故に関する意見書
 - (2) 民間地域への米軍ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議

那 霸 市 告 示 第 3 5 号

平成 1 6 年 8 月 2 4 日

掲 示 済

平成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 9 月那覇市議会定例会の招集について

平成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 9 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 1 6 年 9 月 1 日 (水)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

公 告

那覇市公告第 3 5 号

平成 1 6 年 8 月 1 9 日

掲 示 済

道路の位置の指定及び廃止について

建築基準法 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定及び廃止を次のとおりしたので、建築基準法施行規則第 1 0 条の規定により公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備えて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

道路の位置の指定及び廃止について

年月日	番号	申請者住所・氏名	道路の地名地番	幅員 (m)	延長(m) 種別
平成 15 年 9 月 29 日	4	* * * * * * * * * * *	那覇市首里烏堀町 4 丁目 65-8, 66-6, 66-9, 66-11	5.00	27.89 道路の位置の指定
平成 15 年 9 月 29 日	5	* * * * * * * * * * * * * * *	那覇市首里石嶺町 4 丁目 192-9, 191- 24	6.10 ~ 6.20	46.00 道路の位置の指定
平成 15 年 11 月 18 日	6	* * * * * * * * * * * * * *	那覇市首里崎山町 4 丁目 27-1, 27-1 4, 27-15	4.20	35.00 道路の位置の指定
平成 15 年 12 月 5 日	7	* * * * * * * * * * * *	那覇市字真地 297- 6, 300-2, 295-3, 29 5-5, 295-7, 297-9	4.15	36.68 道路の位置の指定
平成 16 年 1 月 8 日	8	* * * * * * * * * *	那覇市長田 2-476, 482	4.00	70.00 道路の指定の廃止
平成 16 年 1 月 21 日	9	* * * * * * * * * * * * *	那覇市松川 3-241- 6	4.20	46.40 道路の位置の指定
平成 16 年 1 月 21 日	10	* * * * * * * * * * * * * * *	那覇市山下町 116 (2項道路廃止), 11 6-3(位置指定)	4.00	14.66 2 項道路の廃止及び道路の位置の指定
平成 16 年 1 月 23 日	11	* * * * * * * * * * *	那覇市字安里 149- 1	6.50	16.00 道路の指定の廃止
平成 16 年 3 月 15 日	12	* * * * * * * * * * * *	那覇市繁多川 4-19 3-38		道路の一部廃止
平成 16 年 3 月 19 日	13	* * * * * * * * * *	那覇市首里赤田町 1-30	5.00	25.01 道路の位置の指定

那覇市公告第 36 号
平成16年8月20日
掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙の当選人決定について

平成16年8月15日に執行した那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙の当選人を土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第35条第4項の規定により、次のとおり決定したので、同令第35条第5項の規定により公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

新 垣 進	那覇市字真嘉比2番地
高江洲 春江	那覇市古島1丁目5番地の4
護得久 朝 俊	那覇市字真嘉比141番地
大 浦 将	那覇市字真嘉比231番地の3
島 袋 盛 昌	那覇市字真嘉比23番地
比 嘉 憲次郎	那覇市字真嘉比1番地スプリングコート501
岸 本 惠 順	那覇市字真嘉比131番地
新 垣 景 布	那覇市おもろまち4丁目15-17
新 垣 秀 夫	那覇市字真嘉比6番地
東 盛 清 八	那覇市字真嘉比353番地
岸 本 功	那覇市古島2丁目7番地の16

2 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の当選人

森 眞 之	那覇市字真嘉比127番地の1
元 良 三	那覇市字真嘉比91番地の11

那覇市公告 第37号
平成16年8月20日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市公告第38号
平成16年8月24日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・1号 小禄赤嶺線
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成16年8月24日~平成21年3月31日

消防本部訓令

那霸市消防本部訓令第2号
平成16年9月1日

那霸市消防本部の組織等に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める

那 霸 市 消 防 本 部
消 防 長 大 田 和 人

那霸市消防本部の組織等に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令

(那霸市消防本部事務専決規程の一部改正)

第1条 那霸市消防本部事務専決規程(昭和53年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4条中「次長」を「副消防長」に改める。

別表中「次長専決事項」を「副消防長専決事項」とする。

(那霸市火災調査規程の一部改正)

第2条 那霸市火災調査規程(昭和61年消防本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「消防次長」を「副消防長」に改める。

(那霸市消防衛生管理規程の一部改正)

第3条 那霸市消防衛生管理規程(昭和62年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「消防本部次長」を「副消防長」に改める。

(那霸市消防安全管理規程の一部改正)

第4条 那霸市消防安全管理規程(昭和62年消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「消防本部次長」を「副消防長」に改める。

(那霸市消防本部文書取扱規程の一部改正)

第5条 那霸市消防本部文書取扱規程(平成10年消防本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第20条及び第21条中「次長」を「副消防長」に改める。

付 則

この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

正 誤

那覇市公報第1390号の正誤
 2004(平成16)年6月15日付け那覇市公報第1390号の那覇市教育委員会訓令を次のように訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 の 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
319	上から 29 行目	第 23 条	第 24 条